

仙台市農業委員会第 65 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 9 月 29 日（金曜日）午後 13 時 30 分から午後 14 時 11 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 0 人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(6) 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について

(7) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知書の返戻について

(8) 農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用の届出について

(9) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用の届出について

(10) 売渡あっせん希望農地一覧表

(11) 令和 5 年度第 3 回企画検討チーム会議報告

ア 令和 6 年度農作業標準料金策定について

イ 令和 5 年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修会について

(12) 事務局職員の任免（異動）について

7 その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務課長 山本 幸子

振興係長 遠藤 勝広

振興係技師 山下 由理

農地係長 伊藤 秀宣

農地係会計年度任用職員 庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 65 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、6 番 小野寺潔委員、7 番 加藤和江委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。	
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長から申し上げます。	
嶺岸若夫委員 長	9 月 12 日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。若林区井土と今泉の農地で、売渡申出人は本人、買受申出人は代理人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から菊地郁夫委員と農地利用最適化推進委員から遠藤正彦推進委員が出席しました。 あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第 3 条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上で、あっせん会の結果報告を終わります。	(午後 1 時 35 分)

議 長	<p>議案に入ります。</p> <p>第1号議案から第2号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、9月21日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第1号議案については、菅野則義委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に赤間敬第二調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。</p>
赤間第二調査委員会委員長	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄司善春推進委員、伊藤憲一推進委員が出席しました。今回の申請は、贈与による農業承継が2件、贈与による規模拡大が1件、特定遺贈による農業承継が3件、賃貸借の期間変更が1件、区分地上権の期間変更が1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を齋藤清太委員から、番号3番と4番を佐藤とみ委員から、番号5番から7番を鈴木通委員から、番号8番を高橋勝彦委員からします。番号1番と2番、番号5番から7番は口頭報告をします。</p>
議 長	<p>それでは、最初に番号8番を審議することにします。番号8番は菅野則義委員関連の案件でありますので、菅野則義委員は退席していただきます。</p> <p>(菅野則義委員退席)</p>
議 長	<p>それでは番号8番を審議します。</p> <p>調査結果は書面報告とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(書面報告)</p> <p>(17番高橋勝彦委員報告)</p> <p>番号8番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で472aの農地を耕作しています。9月1日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> </div>

議 長

第 1 号議案の番号 8 番について調査の結果、許可相当と報告がありました。が、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
番号 8 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号 8 番は、許可と決定いたします。
第 1 号議案の番号 8 番が終了しましたので、菅野則義委員は入室してください。

(菅野則義委員入室)

議 長

引き続き、番号 1 番から番号 7 番を審議することにします。

齋藤清太委員
(12 番)

番号 1 番・2 番は、関連がありますので一括して報告します。番号 1 番は、番号 2 番の下部農地を耕作するための解除条件付き賃借権を、番号 2 番は、太陽光発電設備のための区分地上権を設定し直すものです。営農型太陽光発電に関する案件であることから、聞き取り調査を実施しております。番号 1 番は令和 4 年 7 月 28 日に期間 3 年で設定しましたが、譲受人に認定農業者の資格があることから、改めて 10 年の期間で設定するものです。前回の許可の際には下部農地で麦を栽培する計画でしたが、来年から牧草を栽培する計画です。譲受人は現在、トラクター 3 台、田植機 1 台、収穫機 3 台、麦播機 1 台を所有し、役員 2 人、常時雇用 20 人で 24ha の農地を耕作しています。区分地上権の設定について、太陽光発電パネルは上空 3 m 以上に設置済で、農地法第 3 条第 2 項ただし書きのうち民法 269 条の 2 第 1 項に規定する権利の設定であり、不許可事由の例外に該当するものです。9 月 12 日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、別添調査確認表のとおり、番号 1 番に係る農地法第 3 条第 2 項の各号については、抵触するものはなく、番号 2 番については、同項の各号の適用はなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(14 番佐藤とみ委員報告)

番号 3 番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、田植機 1 台を借り受け、耕起・稲刈については作業委託により、家族 3 人で 22 a の農地

を耕作しています。9月13日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人が中間管理機構を通じて借り受けていた農地を取得するものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター5台、田植機1台、収穫機2台を所有し、構成員3人、常時雇用する者5人で33haの農地を耕作しています。今後、常時雇用する者を1人増員する予定です。なお、申請地は農地中間管理事業により賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。9月15日に高山真里子農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木通委員
(16番)

番号5番から7番までは、関連がありますので一括して報告します。特定遺贈により農業承継をするものです。祖父から孫へ4筆の農地の持分を特定遺贈するものです。遺贈者が死亡しているため、相続人が遺贈義務者として単独申請をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で411aの農地を耕作しています。9月4日に、番号5番については、伊藤憲一農地利用最適化推進委員が、番号6番と7番については、阿部康幸農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番から7番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案の番号1番から7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号1番から7番について、許可と決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について」を上程いたします。

調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私（赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、車両置場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが4件、資材置場に一時転用するものが1件、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するものが1件の合計9件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を私（赤間敬委員）から、番号3番と4番を大里重市委員から、番号5番を熊谷幸夫委員から、番号6番から9番を郷古雅春委員からします。番号6番は口頭報告をします。

(書面報告)

(番号3番赤間敬委員報告)

番号1番は、賃借権の設定により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑2,242㎡を一時転用し、山林等を含む事業面積6,665.05㎡を、資材置場に6,190.05㎡、通路・駐車場等に475㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和6年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで資材置場等として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が、畑1,581㎡を転用し、資材置場に610㎡、通路・駐車場等に971㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画

は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、隣接土地所有者との通行に関する使用同意書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(番号5番大里重市委員報告)

番号3番は、賃借権の設定により営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するものです。令和4年7月28日付で3年の一時転用許可をしておりましたが、条件を満たす場合(下部農地の耕作者が認定農業者)、10年間の一時転用が可能となり、改めて10年間の一時転用の申請があったものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。申請は太陽光発電事業者が、田6,742㎡のうち0.36㎡を一時転用し、太陽光発電パネル設置の杭・支柱に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。営農型太陽光発電で第1号議案の番号1番・2番と関連します。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、農振農用地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

なお、今回の許可にあたっては、次の5つの条件を付すことにします。

- ① 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ② 下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ③ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日射量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ④ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑤ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

番号4番は、売買により、車両置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分

は、第3種農地に近接する区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、貨物運送業者が田畑2,397㎡を転用し、車両置場(10台)に840㎡、通路等に1,557㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。さらに、隣接土地所有者との通行に関する契約書類が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(10番熊谷幸夫委員報告)

番号5番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田649㎡を転用し、資材置場に404.95㎡、通路・駐車場等に244.05㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(11番)

番号6番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,302㎡を転用し、太陽光発電パネル168枚(発電出力49.5kW)に410㎡、通路等に892㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書及び貸人の金融機関の残高証明書が提出されております。また、地区水利組合からの同意書が提出されております。さらに、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(11番郷古雅春委員報告)

番号7番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,425㎡を転用し、太陽光発電パネル172枚（発電出力49.5kW）に420㎡、通路等に1,005㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書及び貸人の金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,229㎡を転用し、太陽光発電パネル156枚（発電出力49.5kW）に380㎡、通路等に849㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書及び貸人の金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田1,578㎡を転用し、太陽光発電パネル172枚（発電出力49.5kW）に420㎡、通路等に1,158㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書及び貸人の金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に 係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時51分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(10)売渡あっせ ん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、 一括してお受けします。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ペー ジに記載のとおり5件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含 め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法 第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから5ペー ジに記載のとおり23件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も 含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地 法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページに記載のとおり 9件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専 決により全件受理しております。(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)に よる通知については、7ページに記載のとおり4件ありました。(5) 相続税の納税 猶予に関する適格者証明願について、8ページに記載のとおり2件ありました。</p> <p>(6) 農地法第3条の規定による許可の取消願については、9ページに記載のと おり1件ありました。(7) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返 戻については、10ページに記載のとおり2件ありました。(8) 農業用施設に供する 2アール未満の農地転用の届出については、11ページのとおり1件ありました。</p> <p>(9) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用の届出について、12ページのと おり1件ありました。(10) 売渡希望農地一覧表については、あっせん成立が1件、 売渡し希望申出が6件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘 り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項(1)から(10)までについて、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(11)「令和5年度第3回企画検討チーム会議報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。</p>
加藤企画検討チーム長	<p>— 報告 —(11)「令和5年度第3回企画検討チーム会議報告」</p> <p>①令和6年度農作業標準料金策定について</p> <p>②令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修会について</p>
議 長	<p>報告事項(11)について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(12)「事務局職員の任免(異動)について」を、事務局から報告願います。</p>
事務局事務課長	<p>— 報告 —(12)「事務局職員の任免(異動)について」</p> <p>報告事項(12)について、ご質問等はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時01分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。</p> <p>(1)会長報告は、私(佐々木均会長)からいたします。資料4をご覧ください。</p>
会 長	<p>(会長報告)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)事務局からの連絡事項を、説明願います。</p>
①～③ 事務局振興係	<p>(2)事務局からの連絡事項について</p> <p>①10月～11月の予定表</p> <p>※11月8日(水)実施の農業委員・推進委員合同視察研修会の出席確認票を、別途郵送しますので、参加される方は記載された締め切りまでに事務局まで提出をするようお願いします。</p> <p>②他市町村農業委員会だより(秋田市、千葉市)</p>

ご意見、ご質問等がございますか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。

議 長

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 65 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 11 分)